

新訂

がんばれ 消防団！

消防団員の身分と待遇

抜粋版



近代消防社刊



消防団員の身分

さて皆さん、伝統ある消防団の団員となられました。そこで「私は名誉ある消防団の一員である」その立場を明らかにする必要があります。

1 消防団員は特別職の地方公務員である

消防団員の皆さん、消防を本業として生活を立てているわけではありません。といって消防の仕事が副業ではありません。しかし、団員として任命されたからには、立派な特別職の地方公務員なのです。その根拠は「地方公務員法」第3条に次のように明記されています。

「地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。」

③ 特別職は、左〔下〕記に掲げる職とする。

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職」

したがって、消防団員の皆さん、市町村長さんや副市町村長さん、会計管理者さん、議員さんなどと同じ特別職の地方公務員であるという認識の上に立って行動していただきなくてはなりませんし、またいろいろの制約もありますが、いちいち法的根拠を示す煩わしさを避けて、簡単に列挙してみましょう。

(1) 消防団員は消防団長から任命される

皆さんの辞令を見てもお分かりのように、消防団員は消防団長に任命権があります。

(2) 消防団への入団または退団は自由である

● 消防団員は消防団長から任命される

● 団員として任命されると特別職の地方公務員となる



消防団への入団は義務でもなく、また強制されるべきものでもありません。本人の自由意思によります。ただ、行政処分などで免職させられることはあります。

(3) 個人としての活動は自由である

消防団員が、個人として政党に入党したり、公職の候補者になったり、選挙運動をしたりすることは自由です。

(4) 他の公職と兼ねることができる

消防団員は、団員であっても他の公職に就任して差し支えありませんが、一定の手続等が必要な場合があります。

2 市町村長が消防の管理者である

消防団員となった皆さんの最高の責任者は、市町村長で、消防の組織運営一切をとりしきり、その権限が消防団長に委ねられております。

「消防組織法」第6条に「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。」

また、第7条で「市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。」と規定されております。

3 消防団は、社会に奉仕する わが国唯一の義勇団体である

つぎに、皆さんの所属する消防団という団体は、どんな性格の団体なのかを説明することにします。

(1) 消防団は、郷土愛護の精神を基調とする

“自らの郷土は自ら守る”という精神が昔からの消防の言葉でした。自分たちの住む町は、自分たちの手で守ることが、江戸の町火消以来の伝統でした。したがって、地域の住民から愛され、親しまれ、信頼されてきました。

また、消防団はわが国だけではなく、世界各国に組織されております。世界中の消防団の集まりで、世界義勇消防連盟が組織され、日本（日本消防協会）に事務局があります。

(2) 消防活動に対して何等の代価も求めない

消防団は、地域社会に奉仕する団体であります。消防団が活動したことによって、何等の代価を求めるものではありません。犠牲といっては大げさですが、しかし、昔から消防は“犠牲的奉仕団体”といわれている所以（ゆえん）です。

●消防団は地域社会に奉仕する団体



4 消防団は規律と秩序を維持する

消防団は、団員単独の行動は許されておりません。すべてが集団で、組織で、チームで事に当たるよう要求されます。いわゆる組織活動が主眼とされます。

(1) 消防団は、組織活動の効果を上げるため、指揮命令、服従、職掌関係を明確にする

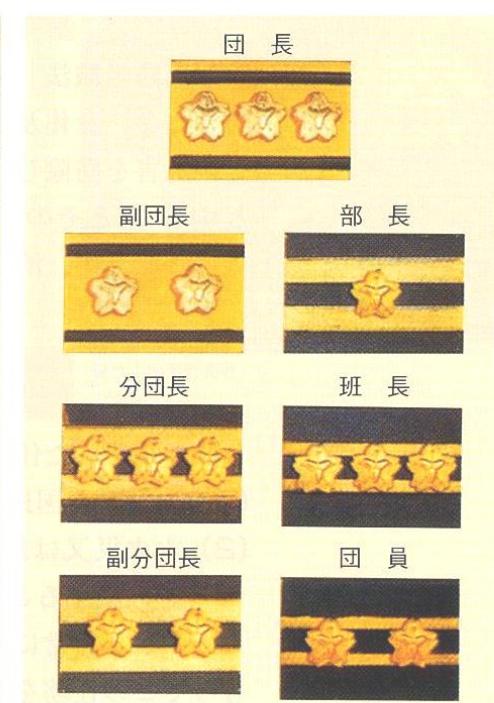
集団や組織を運用するには、厳然たる指揮命令系統の確立と、それに服従することが強く望されます。また、その職務が分担されます。そのうえ、さらに上下左右の協力一致が要求されます。

(2) 消防団は、厳格な階級制度をとっている

消防団の階級は全国統一され、現在は団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員の7階級にわけられています。そして、それぞれの職能や権限等細かいところは、各市町村の条例や規則などで定められています。

以上のような性格の消防団であるため、消防団は厳正な規律と整った秩序の維持が最も要求されるところであります。

●甲種階級章





消防団の仕事

今まで、全く経験のなかった消防という分野に身を投じられた皆さんに、消防団員の身分や立場について、また、消防団員として自分が所属する消防団という団体はどんな団体なのか、概略を述べてまいりましたが、いよいよ核心に触れることになりました。それは、消防団の存在理由なのです。皆さんは何のために消防団員になったのか、消防団員になってどんな仕事をするのか、消防団の目的について語りましょう。

1 国民を災害から守る

「消防組織法」第1条に「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを任務とする。」とその任務がはっきりと明示されております。この任務を遂行することが、消防団存立の目的であり、消防団員の使命であります。

2 崇高で重要な任務

法で示された任務を、具体的にわけてみます。

- (1) 火災から国民の生命、身体及び財産を保護すること
- (2) 水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減すること

ですから非常に重大な任務であります。限りある人間の体力と智力をもってこの任務を遂行する消防団員こそ、崇高なものといわざるを得ない聖職であります。だからこそ、国民の寄せる信頼は大きいのです。

3 仕事は有事と平時に分けられる

前に述べたように、大切な任務を背負った消防団員の災害出動には、どんなものがあるでしょうか。また、災害のないときには、どんな活動をするのか箇条書きにしてみましょう。

(1) 災害の場合

- ① 火災（建物火災、林野火災、船舶火災、車両火災、航空機火災等）
- ② 風水害（台風、集中豪雨、洪水、高潮等）
- ③ 地震（津波、噴火等）
- ④ 崩くずれ、山くずれ、地すべり等

このほか人命救助、避難誘導、救急救助等に加えて、警察業務や海上保安業務に対する協力要請による活動もあります。

(2) 災害のない場合

災害のない場合でも、“治に居て亂を忘れず”“常に戦場”的心構えで、消防団にはさまざまな仕事があります。

- ① 火災予防活動
- ② 警備警戒活動
- ③ 教育訓練活動
- ④ 機械器具等の点検等

●訓練



●救助



(提供：山形新聞社)



消防のしくみ

本冊子刊行の目的は、標題どおり消防団員の皆さんのためになされたもので、常設の消防について触れるところがなかったのですが、どうしても触れておかなければならぬのは、常備消防と非常備消防団が車の両輪のように共存共栄、仲良く市町村に同居して同じ目的で働いているのですから、ここに「消防のしくみ」として一章を設けて、少し触れてみたいと思います。



1 消防機関

消防団だけが消防でないことは皆さんご存じのとおりで、市町村の消防機関として「消防組織法」は第9条で次のように定めています。「市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設ければなければならない。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団」

それでは、これらの機関がどのような役割を果たすのか、簡単に記してみます。

(1) 消防本部

消防本部は、消防の任務を遂行するため必要な予算、庶務、企画立案及び人事等の事務を行います。

(2) 消防署

消防署は、第一線の活動部隊としての役割を果たし、火災、災害及

び人命の救助救出に直接携わるとともに、火災予防活動に従事します。

(3) 消防団

消防団は、消防署で対応できない火災、災害及び人命の救助救出に出動するとともに、火災予防の啓蒙普及活動を行います。

消防署の設置されていない地域の消防団は、消防署の役割を果たさなければなりません。

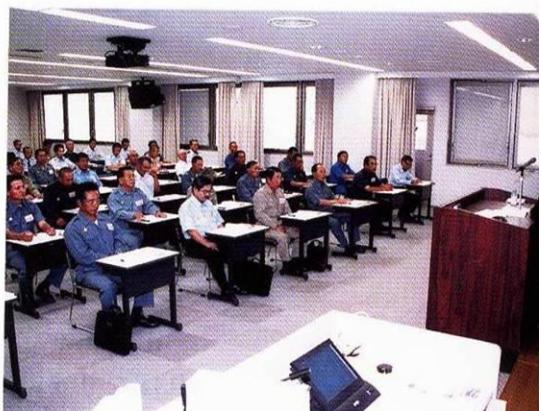
2 消防職団員の教育機関

法でいう「消防機関」は、市町村だけのものですが、消防職団員の教育機関として国に消防大学校が、都道府県（又は政令指定都市）に消防学校が設置されています。

●消防大学校



●受講風景(消防団長科から)





消防団員の権限

火災から、国民の生命、身体、財産を守る消防団員には、その消火活動や人命救助活動が確実、迅速に実施できるよう、常備の消防職員に準じて必要な権限が法律上与えられているのです。その主なものを列挙しましょう。

1 緊急措置権

- (1) 消防団員は、消火活動や人命救助の際必要があるときは、消防対象物などを使用し、処分することなどができます。(消防法29条第1項)
- (2) 消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近の者を消火や延焼防止、人命救助などの消防作業に従事させることができます。(消防法第29条第5項)

2 優先通行権及び緊急通行権

消防隊は、一刻も早く消火活動に着手できるよう車両の通行においても特別の権限が与えられております。

(1) 優先通行権

消防車が火災の現場に赴くときは、他の車両などは道路を譲らなければなりません。(消防法第26条第1項)

(2) 緊急通行権

消防隊は、火災の現場に到着するため緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路などを通行することができます。(消防法第27条)

3 消防警戒区域の設定

火災の防ぎよ活動を効率的に行うため、火災現場では区域内に定められた者以外の出入を禁止することができます。

火災の現場においては、消防団員は消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入の禁止、制限ができます。(消防法第28条)

4 応急消火義務と情報提供

- (1) 火災が発生したときは、消防対象物の関係者などは、消防隊が火災の現場に到着するまで消火や延焼防止、人命の救助を行わなければなりません。(消防法第25条第1項)
- (2) 火災の現場においては、消防団員は消防対象物の関係者などに対して、消防対象物の構造、救助を要する者の存否、延焼の防止、人命救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができます。(消防法第25条第3項)

5 消防団員の立入検査等

消防長又は消防署長は、火災予防のため特に必要があるときは、消防対象物及び期日又は期間を指定して、消防団員に立入及び検査又は質問をさせることができます。(消防法第4条の2第1項)

●女性消防団員による立入検査





消防団員の待遇

消防団員は、郷土や住民を火災その他の災害から守るという献身的な働きをし、しかもその活動は代価を求めるない奉仕の精神です。同じボランティア活動でも、消防団員の仕事は危険を伴うものですので、国や都道府県、市町村は、その労苦に報いるため、さまざまな待遇策を講じております。



1 団員報酬と費用弁償

消防団員は、給与を受けて生活の資とする職務ではありませんが、その労に報いるため、年額の報酬と、水火災、訓練等の職務に従事した場合、その都度費用弁償（出動手当）を支給するようになっています。（消防組織法第23条第1項）

(1) 団員報酬

団員の年額報酬は、市町村によってまちまちですが、地方交付税の算定基準による階級別の金額は、次のようになっています。

（平成19年度）（単位／円）

年 額	階 級	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員
国 の 基 準	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,000	
貴 市 町 村								

(2) 出動手当

消防団員が、火災その他の災害に出動したとき、あるいは演習訓練等に出動したとき、市町村は出動手当を支給しています。

2 団員の公務災害補償

消防団員が、公務より死亡したり、病気やケガをした場合には、本人や遺族に対して、市町村がその損害を補償することになっています。「消防組織法」第24条第1項に、次のように規定されております。

「消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受けける損害を補償しなければならない。」

(1) 療養補償

公務による負傷又は病気にかかったとき、それが治ゆするまで必要な療養を行い、またその療養に必要な費用が支給されます。

(2) 休業補償

公務による負傷又は病気による療養のため働けなくなり、収入が得られなくなったとき、その期間について支給（補償基礎額の100分の60の金額）されます。

(3) 傷病補償年金

療養を始めてから1年半経過してもそれが治らず、なお長期の療養を必要とするとき、その傷病等級に応じて年金が支給されます。

(4) 障害補償

公務による負傷や病気が、療養によって治った後でも、身体に障害が残ったときは、その等級に応じて年金（1級から7級）か、又是一時金（8級から14級）が支給されます。

(5) 遺族補償

公務により死亡した消防団員の遺族に対して、年金又は一時金が支給されます。

年金は、団員が死亡時にその収入によって生計を維持していた者に、遺族の状況により遺族補償年金か遺族補償一時金のいずれかが支給されます。

(6) 葬祭補償

公務により死亡した消防団員の葬祭を行う者に対して、葬祭費用が

支給されます。

このほかにも、消防団員等公務災害補償等共済基金等から福祉事業として休業援護金、奨学援護金、遺族特別支給金、遺族特別援護金、自家用車等損害見舞金等一定の給付が行われます。

3 団員の退職報償金

消防団員が、多年にわたり在職して退職した場合に、その労苦に報いるため、市町村は、その団員の在職年数や階級に応じて、退職報償金を支給するようになっています。その根拠となっているものは、「消防組織法」第25条に次のように規定されております。

「消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。」

●退職報償金の支給額

退職報償金は、消防団員の労苦に対する慰労金としての性格を持つもので、退職後の生活を保障するために支給される一般の退職金とは性格が全く違うので、その支給額は、慰労金として妥当なものとされています。

退職報償金の支給額は次のとおりです。

退職報償金支給額表

(平成19年度) 〈単位／円〉

階級	勤務年数 5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	189,000	294,000	409,000	544,000	729,000	929,000
副団長	179,000	279,000	379,000	484,000	659,000	859,000
分団長	169,000	268,000	363,000	463,000	609,000	799,000
副分団長	164,000	253,000	338,000	428,000	574,000	759,000
部長及び 班長	154,000	233,000	308,000	388,000	514,000	684,000
団員	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000

(平成19年4月1日以後に退職した者に適用します。)

※市町村によっては在職5年未満の消防団員に支給しているところもあります。
※この表は、消防団員等公務災害補償等共済基金の退職報償金支給額であります。



消防団員の福祉

日本消防協会は、全国の消防団員の犠牲的な社会奉仕活動に報いるため、消防職員も含めて特別に待遇しなければならないとして、いろいろな福祉厚生事業を行っております。



1 互助年金事業

●消防互助年金制度

本制度は、消防活動を通じて「社会公共のために尽した者が、他の一般の人たちにくらべて報われるよう」という趣旨のもとに、職員を生涯待遇しようという考え方で創設されたものです。ですから、この事業は、他のこの種の制度にない内容になっており、多くの方々の加入が期待されております。この制度の詳細はP40、P41を参照して下さい。

2 消防団員福祉共済事業と福祉対策事業

全国の消防団・職員の福祉厚生を図るための共済制度として、昭和44年7月に発足した事業で、公務以外の災害や疾病に対する保障も兼ね備えたものです。

現在の加入人員は90万人であり、全国の消防団員の約99%の方が加入されております。さらに加入を促進するための努力が続けられています。また、平成14年7月からは、遺族（生活）援護金、保育援護金の新設等、さらなる内容の充実・強化が図られています。

なお、公務上で死亡又は障害を受けられた方に対しては、規定により福祉対策事業による弔慰救済金が付加贈与されます。

●掛金 1人 年額 3,000円

●福祉共済事業の給付内容

区分	事由	給付名称	金額(円)
死 亡	公 務	遺族援護金	1,000,000
		弔慰金	20,000,000
		保育援護金	1人 250,000
	公務外	遺族援護金	1,000,000
重度障害	公 務	生活援護金	1,000,000
		重度障害見舞金	20,000,000
		保育援護金	1人 250,000
	公務外	生活援護金	1,000,000
障 害	事故又は疾病により 福祉共済規約で定 める一定の障害の 状態に該当した時	障 害 見 舞 金	2級 500,000
			3級 300,000
			4級 180,000
			5級 90,000
			6級 60,000
	事故又は疾病による 入院	入院見舞金 (120日限度)	通算15日以上 1日当たり 1,500
入 院			

備考 公務上の死亡又は重度障害に対しては、福祉対策事業による弔慰救済金が付加贈与されます。(贈与基準については下表参照下さい。)

●福祉対策事業の給付内容

	弔慰救済金贈与基準	金額(円)
弔 慰 金	災害の現場において危険を予想し得るにかかわらず敢然これを冒してその職務を執行した場合(弔慰金1号)	10,000,000以内
	前号の危険の程度に至らざる災害の現場又はこれに準すべき場所において職務を執行した場合(弔慰金2号)	7,000,000以内
	災害の現場若しくはこれに準すべき場所に職務執行のために赴かんとし事故にあった場合又は消防訓練等公務の執行に際し自己の重大なる過失によらない場合(弔慰金3号)	5,000,000以内
障 害 見 舞 金	両眼の視力を失い、又は両腕若しくは両足を失った者及び精神的若しくは肉体的にこれに準ずる重度障害の状態となった者	弔慰金1号相当 6,000,000以内 弔慰金2号相当 4,500,000以内 弔慰金3号相当 2,500,000以内
	1眼の視力を失い、又は1腕若しくは1足を失った者及び精神的若しくは肉体的にこれに準ずる永久的障害を受けた者	弔慰金1・2号相当 公務災害障害等級4・5・6号 750,000以内 公務災害障害等級7・8・9号 500,000以内
		弔慰金3号相当 公務災害障害等級4・5・6号 500,000以内 公務災害障害等級7・8・9号 400,000以内

3 福祉増進事業

平成12年7月から、本来の共済給付事業に加え、加入者の福祉の増進とこの制度の健全な運営を図るため、福祉増進事業を行っています。

「福祉増進事業」は、消防団員の元気回復、体力づくり等の健康増進事業を長期的な展望に立って、消防団員の公務による事故の防止や普段からの健康管理に役立てようとするもので、都道府県消防協会が行う事業に対して、日本消防協会が予算の範囲内で助成を行っております。

また、さらに加入者の福祉の増進とこの制度の健全な運営を図るため、

- ①消防団の大規模災害活動に対する支援事業
- ②殉職会員の慰霊祭の事業
- ③消防資機材の交付その他この制度への加入促進と維持発展を図るために効果的と認められる事業

等を行っております。

4 火災共済事業

生活協同組合全日本消防人共済会（財団法人日本消防協会支援）の火災共済事業は、昭和29年に消防団・職員の協同互助の精神に基づいて、生活の文化的・経済的改善を図ることを目的に発足しました。

火災共済事業は、少額の掛金で高い補償が得られ、しかも加入手続等が非常に簡単で大変有利な内容となっております。

本共済は、地域防災の中核として一身の危険をも顧みず、献身的に消防防災活動を続けておられる消防団・職員をはじめ、婦人（女性）消防隊等の防災関係者が、後顧の憂いなく災害活動に従事していただきための一助として開始された共済事業でありますので、加入率が100%に近づけますよう、各支部皆様方のご支援ご協力をお願いいたします。

(1) 共済の種類

B型火災共済 出資金 1人2口200円、掛金 1人25口2,500円を1単位とした定額契約である。ただし、全員契約の場合は、500円から2,500円までの500円ごとの掛金で契約することができます。

C型火災共済 出資金 1人10口1,000円とし、掛金は1口から200口までの100円単位で共済限度額の範囲内で任意に契約できるものです。

(2) 共済の内容 掛金1口100円に対して10万円の共済金を補償するもので、掛金は1年掛（掛け捨て。ただし、割り戻し制度あり）の契約となります。

B型火災共済 掛金25口2,500円に対する共済金250万円の定額契約です。ただし、全員契約の場合は、掛金に応じて50万円から250万円の共済金となります。

C型火災共済 掛金に応じ、10万円から最高2千万円の共済金となります。

(3) 共済期間 共済契約の効力を生じた日から1年間。

